

【表紙】

【提出書類】	訂正発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年6月27日
【会社名】	株式会社滋賀銀行
【英訳名】	THE SHIGA BANK, LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 大道良夫
【本店の所在の場所】	滋賀県大津市浜町1番38号
【電話番号】	077(524)2141 (代表)
【事務連絡者氏名】	総合企画部主計室長 下村哲也
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋小伝馬町12番9号 株式会社滋賀銀行 総合企画部東京事務所
【電話番号】	03(3661)1186 (代表)
【事務連絡者氏名】	総合企画部東京事務所長 高田久幸
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【発行登録書の提出日】	平成25年3月22日
【発行登録書の効力発生日】	平成25年4月1日
【発行登録書の有効期限】	平成27年3月31日
【発行登録番号】	25 - 関東34
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 30,000百万円
【発行可能額】	30,000百万円 (30,000百万円) (注)発行可能額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段()書きは、発行価額の総額の合計額)に基づき算出しております。
【効力停止期間】	この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、平成26年6月27日(提出日)であります。
【提出理由】	臨時報告書(金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2による)を平成26年6月27日に関東財務局長へ提出いたしました。この臨時報告書の提出により、当該書類を平成25年3月22日に提出した発行登録書の参照書類といたします。
【縦覧に供する場所】	株式会社滋賀銀行京都支店 (京都市下京区烏丸通四条下ル水銀屋町630番地) 株式会社滋賀銀行東京支店 (東京都中央区日本橋小伝馬町12番9号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) 東京支店は、金融商品取引法の規定による備付場所ではありませんが、投資者の便宜のために備える
ものであります。

【訂正内容】

表紙の提出理由に記載のとおりであります。